

特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	都市計画法の用途地域	規制基準 (dB)		
		昼間 8時～18時	朝 6時～8時 夕 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50	45	40
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 ※第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	55
第4種区域	工業地域 ※工業専用地域	70	65	60

※静岡県生活環境の保全等に関する条例により区域指定

備考

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	都市計画法の用途地域	規制基準 (dB)	
		昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第1種区域の1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種区域の2	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 ※第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域	65	55
第2種区域の1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	70	60
第2種区域の2	工業地域 ※工業専用地域	70	65

※静岡県生活環境の保全等に関する条例により区域指定

備考

指定地域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。